（表面）

第　　号

検　査　職　員　証

下記の者は、消費生活協同組合法第 12 条の２第３項において準用する保険業法第 305 条第１項及び消費生活協同組合法第 94 条第１項から第５項までの規定による検査をする職員であることを証明する。

記

所　　属

官職又は職名

氏　　名

生年月日　　年　　月　　日

写　真

所属長印

年　　月　　日交付

（１年有効）

○消費生活協同組合法（昭和 23 年法律第 200 号）（抄）

（共済契約）

第 12 条の２（第１項及び第２項略）

３　保険業法（中略）同法第 305 条第１項(中略）の規定は共済代理店について、(中略）同法第 311 条の規定はこの項において準用する同法第 305 条第１項の規定による立入り、質問又は検査をする職員について、それぞれ準用する。この場合において(中略）同法第 305 条第１項（中略）中「内閣総理大臣」とあるのは「行政庁」と（中略）読み替えるものとする（以下略）

(行政庁による検査)

第 94 条　組合員が、総組合員の 10 分の１以上の同意を得て、組合の業務又は会計が法令、法令に基づいてする行政庁の処分、定款又は規約に違反する疑いがあることを理由として、検査を請求したときは、行政庁は、その組合の業務又は会計の状況を検査しなければならない。

２　行政庁は、組合に法令、法令に基づいてする行政庁の処分、定款若しくは規約を守らせるために必要があると認めるとき、又は組合の会計経理が著しく適正でないと認めるときは、いつでも、その組合の業務又は会計の状況を検査することができる。

３　行政庁は、共済事業を行う組合の業務の健全かつ適切な運営を確保し、共済契約者等の保護を図るため必要があると認めるときは、いつでも、当該組合の業務又は会計の状況を検査することができる。

※　用紙の大きさは、日本産業規格Ｂ列７番とすること。

（裏面）

4　行政庁は、責任共済等の事業を行う組合の業務又は会計の状況につき、毎年１回を常例として検査をしなければならない。 5　行政庁は、前各項の規定により共済事業を行う組合の業務又は会計の状況を検査する場合において特に必要があると認めるときは、その必要の限度において、当該組合の子会社等又は当該組合から業務の委託を受けた者の業務又は会計の状況を検査することができる。 6　前条第３項の規定は、前項の規定による子会社等又は当該組合から業務の委託を受けた者の検査について準用する。 7　第１項から第５項までの規定による検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。 8　第１項から第５項までの規定による検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。	○保険業法（平成７年法律第 105 号）（抄） （立入検査等） 第 305 条　内閣総理大臣は、この法律の施行に必要な限度において、特定保険募集人又は保険仲立人に対し、その業務若しくは財産に関し参考となるべき報告若しくは資料の提出を命じ、又は当該職員に、当該特定保険募集人若しくは保険仲立人の事務所に立ち入らせ、その業務若しくは財産の状況若しくは帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。 ２・３　（略） （検査職員の証票の携帯及び提示等） 第 311 条　（略）第 305 条の規定による立入り、質問又は検査をする職員は、その身分を示す証票を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。 ２　前項に規定する各規定による立入り、質問又は検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。